

2019年9月30日

公益社団法人福岡県薬剤師会
ご担当者様

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 竹野 将行

福岡市民病院から、下記文書が届きましたのでお知らせいたします。
つきましては、関係各位にご周知のほどご協力をよろしくお願ひいたします。

令和元年9月24日

保険薬局 各位

福岡市民病院 薬剤部長
荒木 弘

一般名処方導入についてのお知らせ

平素は大変お世話になっております。保険薬局の皆様には当院の処方せんを応需して頂きありがとうございます。

この度当院では、後発品が存在する医薬品について、一般名処方による院外処方せんの交付を、下記の通り開始いたします。つきましては、患者さんへのご対応とご相談・ご説明をお願いいたします。

運用開始日

令和元年10月1日(火)

対象医薬品

厚生労働省 処方箋に記載する一般名処方の標準的な記載(一般名処方マスター)について(令和元年9月30日まで)に記載のある当院採用医薬品。

10/1は、2剤でスタートし、今年度末に30品目程度に増やす予定です。

処方せんへの記載

(般) +「一般的名称:成分」+「剤形」+「含量」という表記に変更となります。

当院への情報提供

保険薬局で一般名処方により調剤を行った場合、また、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品への変更調剤を行った際は、調剤した薬剤の銘柄について処方せんの発行元に情報提供することが義務付けられておりますが、当該医療機関との間で情報提供の要否に関して予め取り決めがある場合はこの限りではないとされています(平成24年、保医発0305第12号)。

そこで当院では、一般名処方により調剤した薬剤の銘柄等の当院への情報提供は「**お薬手帳による確認**」とさせていただきます。

10/1以降、この件に関するFAXでのご連絡は不要いたしますので、ご了承ください。

なお、先発医薬品から後発医薬品への変更および後発医薬品の銘柄変更を行った場合にも、同様の対応とさせて頂きます。

本件に関するお問い合わせ

福岡市民病院 薬剤部 荒木
092-632-1111